

議 案 第 9 2 号

松戸市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年2月24日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

職員の定数を部局間において調整することにより、生活保護受給世帯数の増加による当該業務従事職員の増員等に対応するとともに、社会福祉法に基づく表記とするため。

松戸市職員定数条例の一部を改正する条例

松戸市職員定数条例（昭和24年松戸市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条の表市長事務部局の職員の項中

「

| | |
|-------|--|
| 1,992 | 生活支援一課及び生活支援二課の職員の定数は、106人（うち社会福祉主事は、100人）とする。 |
|-------|--|

」を

「

| | |
|-------|---|
| 2,028 | うち社会福祉法（昭和26年法律第45号）第16条に定める職員の定数は、330人とする。 |
|-------|---|

」に改め、同表教育委

員会事務部局及び教育機関の職員の項中「512」を「476」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。